

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

《行動計画内容について》

1. 計画期間の期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
2. 具体的計画内容

目 標 1	産休・育児休暇中の労働者の能力開発や向上、また相互コミュニティが図れる情報提供サポートの充実を図る。
-------	--

目 標 2	所定外労働を削減する為、ノー残業デーの意識向上と最終退行時間の設定による業務効率化への意識を高め、削減効果を上げる。
-------	--

目 標 3	休暇制度の利用促進のため、一人当たり平均年間 10 日以上の年次有給休暇・特別休暇の取得促進を図る。
-------	--